

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第33号議案 工事請負契約について（県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築1工区））

【議案提出の理由】

県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事
(校舎棟・建築1工区)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,234,200,000円
- 4 契約の相手方 (株)呉屋組・(株)高橋土建・(有)呉開発
特定建設工事共同企業体

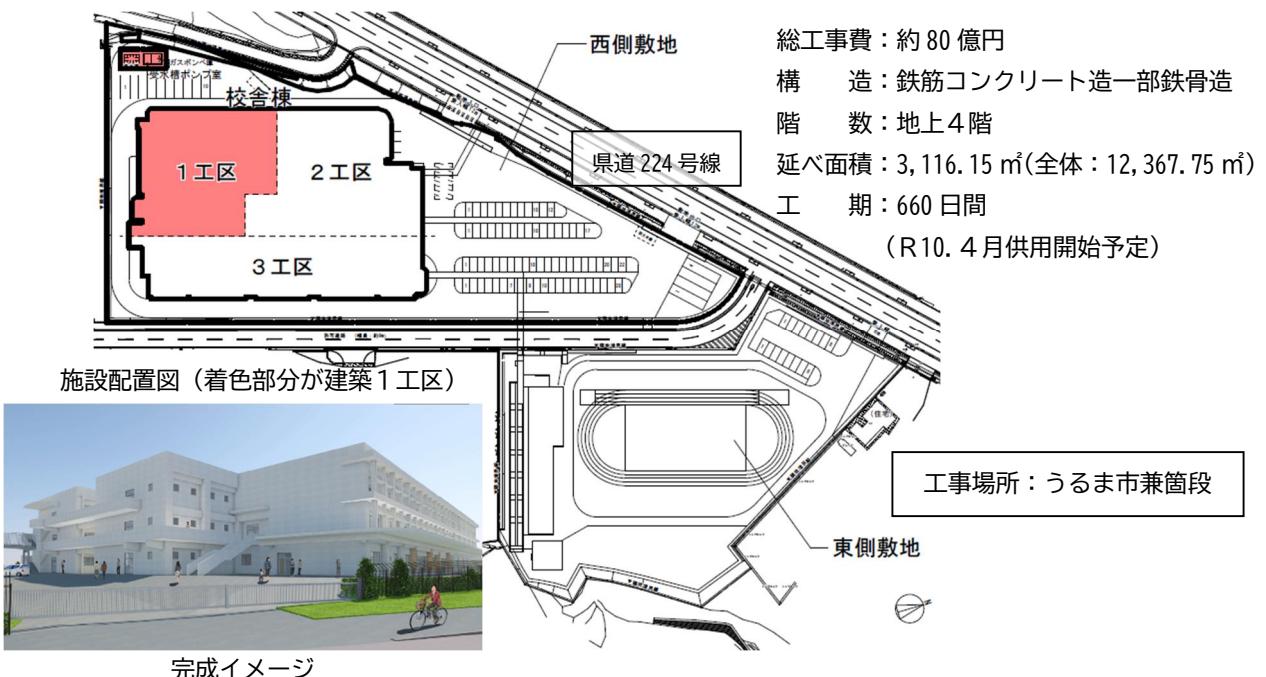
【説明】

特別支援学校の児童生徒数は、特別支援教育への理解の深まりなどを背景に増加傾向にあり、特に知的障害教育特別支援学校の教育環境の改善が必要となっている。

中部地区においても、児童生徒の過密化が課題であり、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の過密解消を図り、児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的に、中部地区に新たな特別支援学校となる県立中部A特別支援学校（仮称）を整備するものである。

本工事は、建築工事の1工区であり、校舎棟の一部を新築する工事である。

なお、令和10年4月の供用開始（開校）を予定している。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第34号議案 工事請負契約について（県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築2工区））

【議案提出の理由】

県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事
(校舎棟・建築2工区)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,237,500,000円
- 4 契約の相手方 (株)大米建設・(株)照正組・(株)小波津組
特定建設工事共同企業体

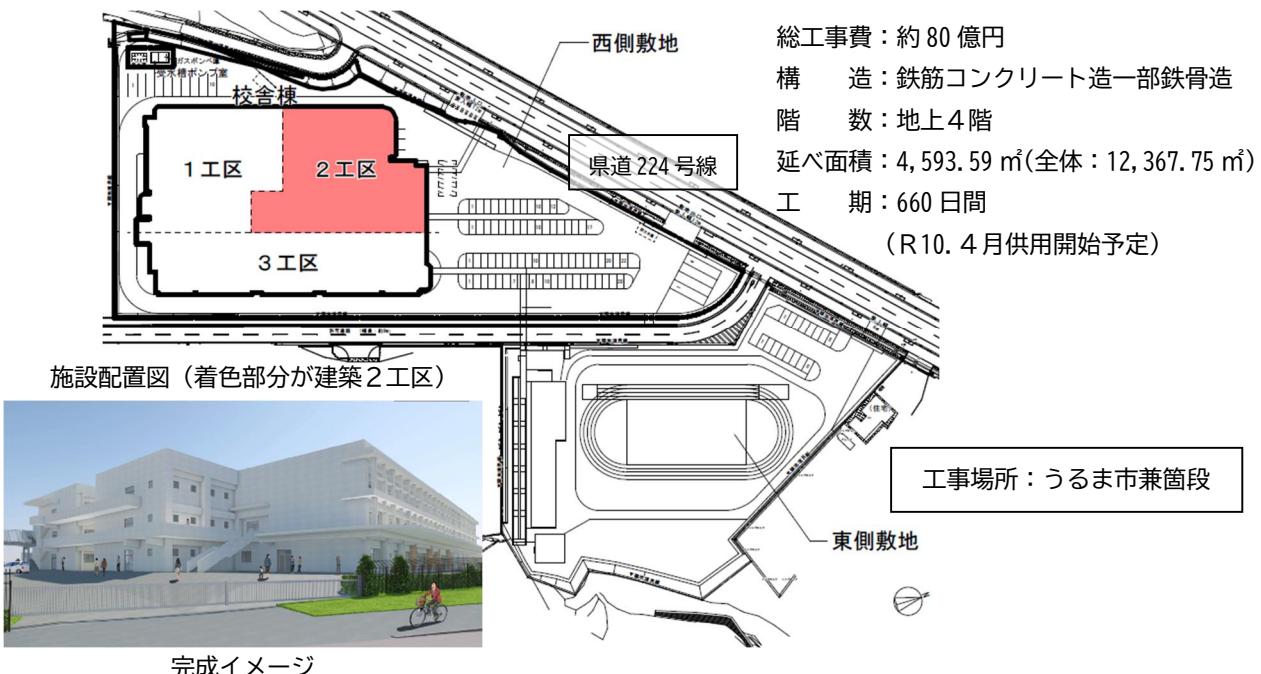
【説明】

特別支援学校の児童生徒数は、特別支援教育への理解の深まりなどを背景に増加傾向にあり、特に知的障害教育特別支援学校の教育環境の改善が必要となっている。

中部地区においても、児童生徒の過密化が課題であり、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の過密解消を図り、児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的に、中部地区に新たな特別支援学校となる県立中部A特別支援学校（仮称）を整備するものである。

本工事は、建築工事の2工区であり、校舎棟の一部を新築する工事である。

なお、令和10年4月の供用開始（開校）を予定している。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 35 号議案 工事請負契約について（県立中部 A 特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築 3 工区））

【議案提出の理由】

県立中部 A 特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築 3 工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 1 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 県立中部 A 特別支援学校（仮称）新築工事
(校舎棟・建築 3 工区)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,773,200,000 円
- 4 契約の相手方 (株)南山開発・(株)金城組・(有)辰雄建設
特定建設工事共同企業体

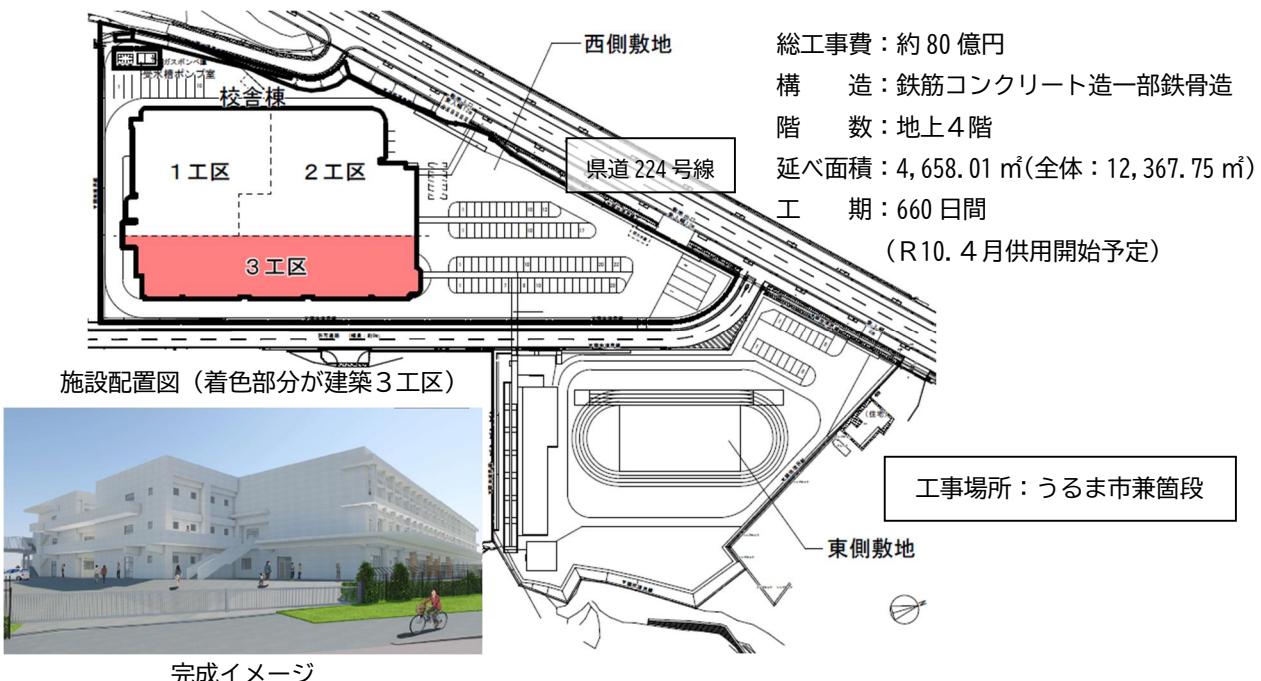
【説明】

特別支援学校の児童生徒数は、特別支援教育への理解の深まりなどを背景に増加傾向にあり、特に知的障害教育特別支援学校の教育環境の改善が必要となっている。

中部地区においても、児童生徒の過密化が課題であり、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の過密解消を図り、児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的に、中部地区に新たな特別支援学校となる県立中部 A 特別支援学校（仮称）を整備するものである。

本工事は、建築工事の 3 工区であり、校舎棟の一部を新築する工事である。

なお、令和 10 年 4 月の供用開始（開校）を予定している。



提出議案の概要

【土木建筑部】

【議案名】

乙第 36 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(国道 449 号災害復旧工事(令和 5 年災 1 号))

【議案提出の理由】

国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

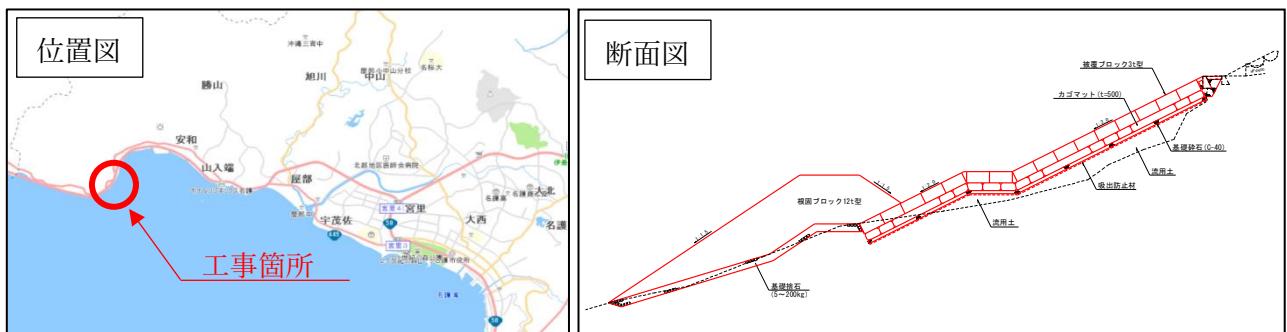
契約金額中「6億1,891万600円」を「8,032万3,846円」増額し、「6億9,923万4,446円」に変更する。

【説明】

本工事は、令和5年8月台風6号で被災した名護市安和地内の国道449号道路護岸の復旧を行う工事である。

今回の変更は、建設工事請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議等による増額を行うものである。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 契約金額（変更前） | 6億1,891万600円 |
| 2 契約金額（変更後） | 6億9,923万4,446円 (+8,032万3,846円) |
| 3 契約の相手方 | 株式会社大寛組・有限会社富島建設特定建設工事共同企業体 |



手続きスケジュール

3月上旬	議決（工事請負契約議決内容の一部変更）後、本契約
3月中旬	工事完成及び完成検査依頼
3月下旬	完成検査
3月末	工事請負代金完成払い

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 37 号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場 12 号棟）

【議案提出の理由】

当該建物の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|--|
| 1 建物の所在地 | うるま市字州崎 12 番地 78 |
| 2 建物の種類 | 工場・事務所 |
| 3 処分予定価格 | 131,395,000 円 |
| 4 契約の相手方 | うるま市字州崎 12 番地の 72
日邦メタルテック株式会社 代表取締役 北川雄大 |

【説明】

当該財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売り払う。



賃貸工場 12 号棟位置図
(国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区)



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 38 号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場 13 号棟）

【議案提出の理由】

当該建物の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|---|
| 1 建物の所在地 | うるま市字州崎 12 番地 82 |
| 2 建物の種類 | 工場・事務所 |
| 3 処分予定価格 | 108,405,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区三田一丁目 2 番 18 号 T T D ビル
ショウオウ医薬株式会社 代表取締役 朱彦宇 |

【説明】

当該財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売り払う。



賃貸工場 13 号棟位置図
(国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区)



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 39 号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場 14 号棟）

【議案提出の理由】

当該建物の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|----------|---|
| 1 建物の所在地 | うるま市字州崎 12 番地 81 |
| 2 建物の種類 | 工場・事務所 |
| 3 処分予定価格 | 138,765,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 石垣市字登野城 618 番地山興ビル 2 F
農業生産法人株式会社 J A P A N F A R M
P A R T N E R 代表取締役 楠本修二郎 |

【説明】

当該財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売り払う。



賃貸工場 14 号棟位置図
(国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区)



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第 40 号議案 財産の処分について（うるま地区内賃貸工場 32 号棟）

【議案提出の理由】

当該建物の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 建物の所在地 うるま市勝連南風原 5192 番地 3
- 2 建物の種類 工場・事務所
- 3 処分予定価格 281,765,000 円
- 4 契約の相手方 うるま市州崎 13 番地 23
株式会社アクロラド 代表取締役 エルウッド・ジョン

【説明】

当該財産の売払いについて公募を行い、譲受者として内定した企業へ売り払う。



賃貸工場 32 棟位置図
(国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区)



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 41 号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

物件収去・土地明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事件の概要 沖縄県は、中城湾港新港地区内（港湾施設用地）野積場（以下「本件土地」という。）を県の許可なく不法に占有している者に対して、本件土地上の碎石その他一切の物件（以下「碎石等」という。）を収去するよう求めてきたが、これに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 2 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、本件土地上の碎石等を収去し、原告に対し、本件土地を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、連帯して、令和 5 年 6 月 1 日から本件土地の明渡しの日まで、1 月当たり 157,300 円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

【説明】



新たな使用許可を得ないまま、許可終了後も野積場に碎石等を放置する者に対して、物件の収去と土地の明渡しを求めて裁判所に訴えを提起する。

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 42 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道石垣港伊原間線に自生する樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 6 月 1 日
- 3 事故発生場所 石垣市字桴海大田148番地235県道石垣港伊原間線上
- 4 損 害 賠 償 額 205,858円

【説明】

- 1 令和 7 年 6 月 1 日午後 4 時頃、石垣市字桴海大田148番地235県道石垣港伊原間線の道路の区域に自生する樹木の枝が落下して、走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 205,858 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県 : 相手方 = 10 : 0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 43 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道浦添西原線の高架橋のさびの一部が落下したことによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和 7 年 6 月 20 日
- 3 事故発生場所 浦添市仲間一丁目1447番 1 国道330号上
- 4 損 害 賠 償 額 140,556円

【説明】

- 1 令和 7 年 6 月 20 日午前 7 時 13 分頃、浦添市仲間一丁目1447番 1 県道浦添西原線の高架橋のさびの一部が落下し、国道330号を走行中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に 140,556 円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方 = 10 : 0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 44 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道35号線に県が設置した樹木による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年7月19日
- 3 事故発生場所 北中城村字安谷屋417番地6 県道35号線上
- 4 損 害 賠 償 額 156,816円

【説明】

- 1 令和7年7月19日午前10時頃、北中城村字安谷屋417番地6 県道35号線に県が設置した樹木の枝が落下して、停車中の車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に156,816円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方=10：0
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 45 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 県道宜野湾西原線に県が設置した側溝による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和7年9月9日
- 3 事故発生場所 宜野湾市真栄原二丁目12番7号先県道宜野湾西原線上
- 4 損 害 賠 償 額 17,655円

【説明】

- 1 令和7年9月9日午後4時20分頃、宜野湾市真栄原二丁目12番7号先県道宜野湾西原線において、蓋が破損した側溝により車両を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、道路の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に17,655円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 3 過失割合 県：相手方 = 5 : 5
- 4 位置図、現場写真及び車両損傷状況



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 46 号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

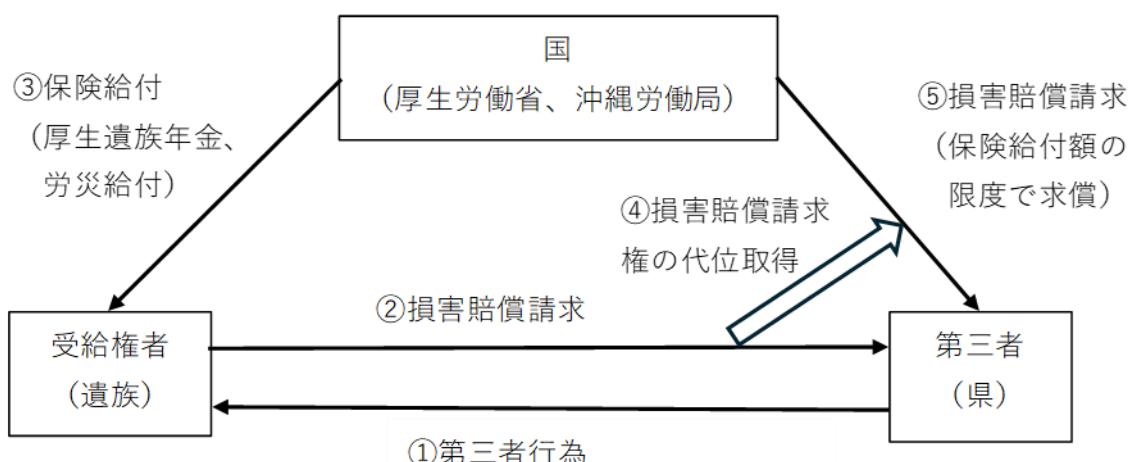
【議案の概要】

- 1 支払対象者 厚生労働省及び沖縄労働局
- 2 損害賠償額 6,204,020 円

【説明】

経緯・概要

- 1 令和 3 年 5 月 27 日、沖縄県が本部港本部地区内に設置した上屋において、左側扉が傾倒し、その下敷きとなって作業員 1 名が死亡する事故が発生した。
- 2 令和 6 年 1 月 31 日、遺族から那覇簡易裁判所に沖縄県を相手方とする損害賠償請求調停事件の申し立てがあり、全 6 回の調停期日を経て、令和 7 年第 1 回議会における議決後、令和 7 年 4 月 14 日付で調停が成立した。
- 3 令和 7 年 5 月 14 日、県は遺族に対し、損害賠償額総額のうち、国が既に遺族に対し支払った保険給付等を除いた賠償額 3,600 万円の支払いを完了した。
- 4 国が行った保険給付について、厚生労働省及び沖縄労働局から、厚生年金保険法第 40 条第 1 項及び労働者災害補償保険法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき、受給権者が持つ損害賠償請求権を代位取得したことにより、県に対し求償がある。



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第 47 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立博物館・美術館）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 沖縄県立博物館・美術館 |
| 2 指 定 管理者となる団体 | 那覇市字小禄 1831 番地 1
公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 応 募 団 体 数 | 2 者 |
| 2 指 定 管 理 料 | 2,375,743 千円 |

(参考)

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 現 指 定 管 理 者 | 一般財団法人沖縄美ら島財団 |
| 2 現 指 定 管 理 期 間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

設置目的

沖縄県立博物館・美術館は、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館として設置する。

沖縄県立博物館・美術館（那覇市おもろまち）



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 48 号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の理由】

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の金額 13,400,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方 弁護士 折井真人

【説明】

外部監査制度について

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2 外部監査契約を締結できる者

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、原則として次に掲げる者。

①弁護士、②公認会計士、③会計検査等の監査の実務に精通している者

3 包括外部監査契約の締結

都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。※連続して 4 回、同一の者と契約を締結してはならない。

契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 49 号議案 副知事の選任について

【議案提出の理由】

副知事の選任については、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

副知事 1 人が令和 8 年 3 月 31 日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【説明】

地方自治法

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第 162 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔副知事及び副市町村長の職務〕

第 167 条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 50 号議案 専決処分の承認について(令和 7 年度沖縄県一般会計補正予算
(第 7 号))

【議案提出の理由】

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙等の実施に要する経費を早急に予算補正する必要があるため、令和 8 年 1 月 20 日に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

【議案の概要】

専決処分した令和 7 年度沖縄県一般会計補正予算(第 7 号)の内容は、衆議院の解散に伴う選挙費用に要する経費である。

【説明】

(1) 歳 入		
既 決 予 算 額	921, 323, 426	
今 回 補 正 額	830, 639	
	(内 訳)	
	国 庫 支 出 金	830, 639
改 予 算 額	922, 154, 065	
(2) 歳 出		
既 決 予 算 額	921, 323, 426	
今 回 補 正 額	830, 639	
	(内 訳)	
	義 務 的 経 費	9, 919
	人 件 費	9, 919
	そ の 他 の 経 費	820, 720
	物 件 費	31, 744
	補 助 費 等	788, 976
改 予 算 額	922, 154, 065	